

土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定による

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書記載要領

**申請書提出・相談窓口**

該当地区	提出窓口	連絡先
浄水特定土地区画整理	浄水特定 土地区画整理組合事務所	住所：豊田市浄水町原山 70 電話：(0565)46-3600
土橋土地区画整理	土橋区画整理事務所	住所：豊田市曙町 5-7 電話：(0565)71-5211
寺部土地区画整理	寺部区画整理事務所	住所：豊田市高橋町 2-131 電話：(0565)87-3088
花園土地区画整理	花園区画整理事務所	住所：豊田市花園町井田 91-1 電話：(0565)51-2888
四郷駅周辺 土地区画整理	四郷駅周辺 土地区画整理組合事務所	住所：豊田市四郷町六反田 82 電話：(0565)45-6251
平戸橋土地区画整理	平戸橋 土地区画整理組合事務所	住所：豊田市平戸橋町波岩 82 電話：(0565)42-4334
大林本畑 土地区画整理	豊田市 区画整理支援課 にお問い合わせください	住所：豊田市西町 3-60 電話：(0565)34-6769

**申請書記載要領****【申請日】**

- ・各窓口へ提出する年月日を記入してください。

**【申請者名（名称及び代表者氏名）】【住所（所在地）】**

- ・個人の場合は、住所、氏名を記入してください。
- ・法人の場合は、法人の住所、法人名、代表者名を記入してください。
- ・申請者が複数の場合は、住所、氏名を連記してください。なお、表紙に書ききれない場合は別紙に記入してください。ただし、住所が同一の場合は、同住所と記入してもかまいません。

**【行為の場所】**

- ・該当する土地区画整理事業の名称及び、該当するブロック、ロットを記入してください。

**【行為地の面積】**

- ・該当する行為地の区画全体の面積を記入してください（仮換地指定面積に合わせる。少数桁数も仮換地指定面積に合わせる。各窓口発行の測量図がある場合はそれに合わせる）。行為地が仮換地指定前の場合は該当する行為地の筆全体の面積（複数の筆にわたる場合は各筆を合わせた合計）を記入してください。

#### 【行為の種類】

- ・該当する箇所すべてに☑をしてください。

#### 【構造】

- ・建築物の場合は木造、鉄骨、鉄筋C o等、該当する構造を記入してください。
- ・工作物の場合はC B積、石積、L型擁壁、A s舗装、土間C o等、該当する構造を記入してください。
- ・土地の形質の変更の場合は切土、盛土等、該当する行為を記入してください(建築物の新築、工作物の新築に伴う切土・盛土の場合は記入不要です。ただし、行為の種類 of 土地の形質の変更に☑をし、添付図面に断面図を添付してください)。
- ・移動の容易でない物件の場合は、該当する物件の名称を具体的に記入してください。

#### 【建築物等の面積】

- ・建築物を施工する場合は建築面積を記入してください(同一画地内に既設建築物がある場合その建築物の面積は含めず、申請物 only の面積を記入してください)。申請物件が工作物等で、建築物の申請を含まない場合は記入不要です。

#### 【用途】

- ・建築物の場合は、専用住宅、店舗併用住宅、共同住宅、事務所、工場、車庫、倉庫等、具体的に記入してください。
- ・工作物の場合は、擁壁、外構、土留、駐車場等具体的に記入してください。
- ・土地の形質の変更の場合は変更する目的を具体的に記入してください。
- ・移動の容易でない物件の場合は、該当する物件を設置又はたい積をする目的を具体的に記入してください。

#### 【工事着手予定年月日】

- ・申請日から2週間以上(申請日を含めずに14日間以上)経過する日で、工事着手予定年月日を記入してください。

#### 【工事完了予定年月日】

- ・工事の完了予定年月日を記入してください。

#### 【連絡先】

- ・会社名、担当者名及び電話番号を記入してください。

#### 添付図面

使用収益開始後の場合：①付近見取図 ②仮換地ブロック図 ③配置図を添付してください。  
使用収益開始前の場合：①付近見取図 ②仮換地ブロック図(仮換地指定前は公図)、

③配置図 ④平面図 ⑤立面図、を添付してください。

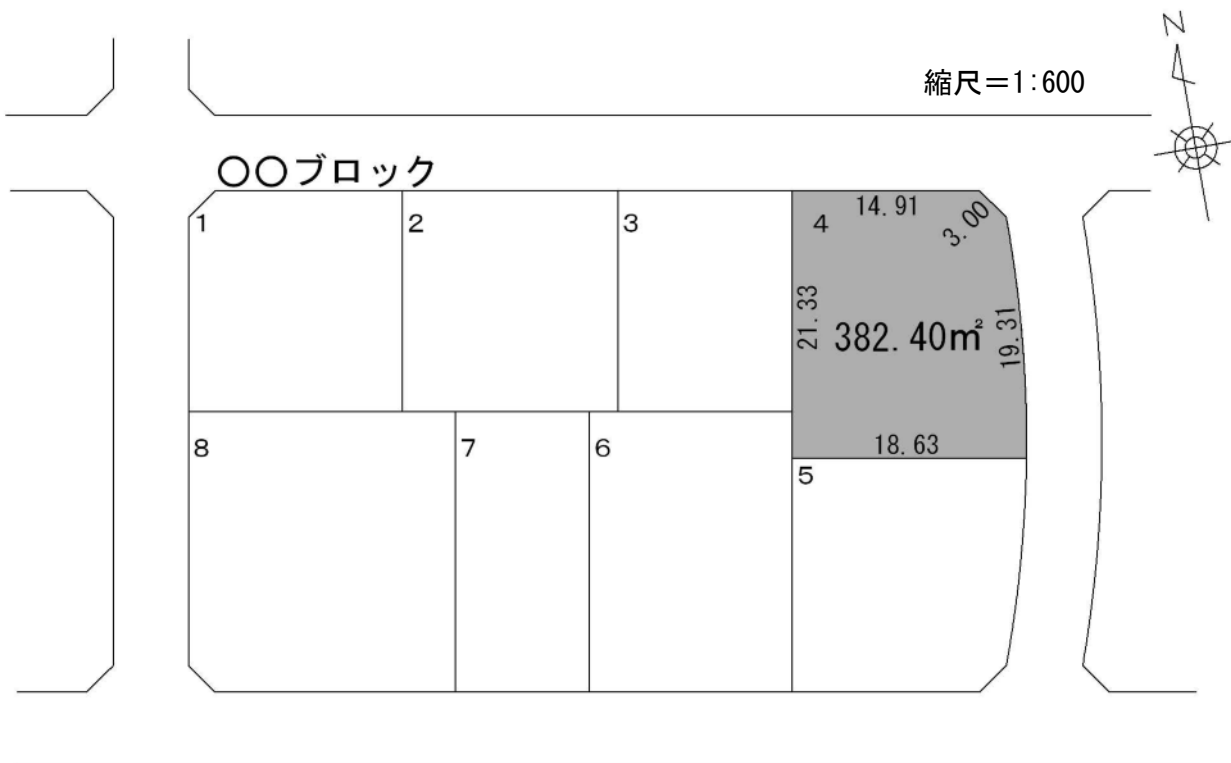
また、各窓口にて上記図面以外に必要とされた図面がある場合はその図面も添付してください。

【①付近見取図】

- ・ 方位を正確に記入してください。
- ・ 申請地を正確に記入してください。
- ・ 申請地が仮換地指定後の場合は各地区の仮換地案内図(全体図)を添付してください(その場合付近見取図は不要)。案内図は各窓口にてお渡しします。

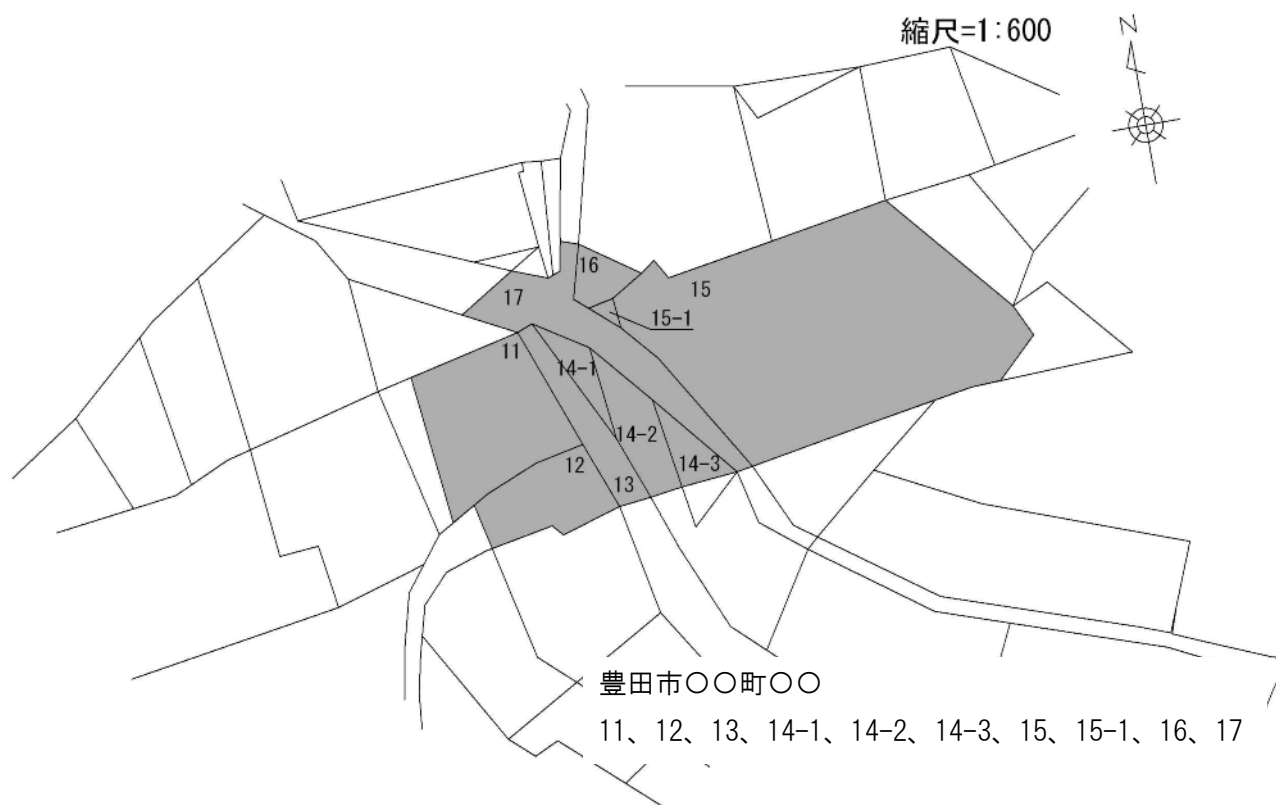
【②仮換地ブロック図】(仮換地指定後の場合)

- ・ 以下の内容を明示してください。明示されていない場合は、仮換地証明書、原子画地表、画地出来形測量図で代用してください。各種図面について各窓口で入手してください。
  - ・ 敷地面積
  - ・ 各辺の延長(曲線の場合、曲線長 隅切がある場合、隅切の延長)
  - ・ 方位
  - ・ 縮尺
  - ・ ブロック、ロット番号



【②公図】（仮換地指定前の場合）

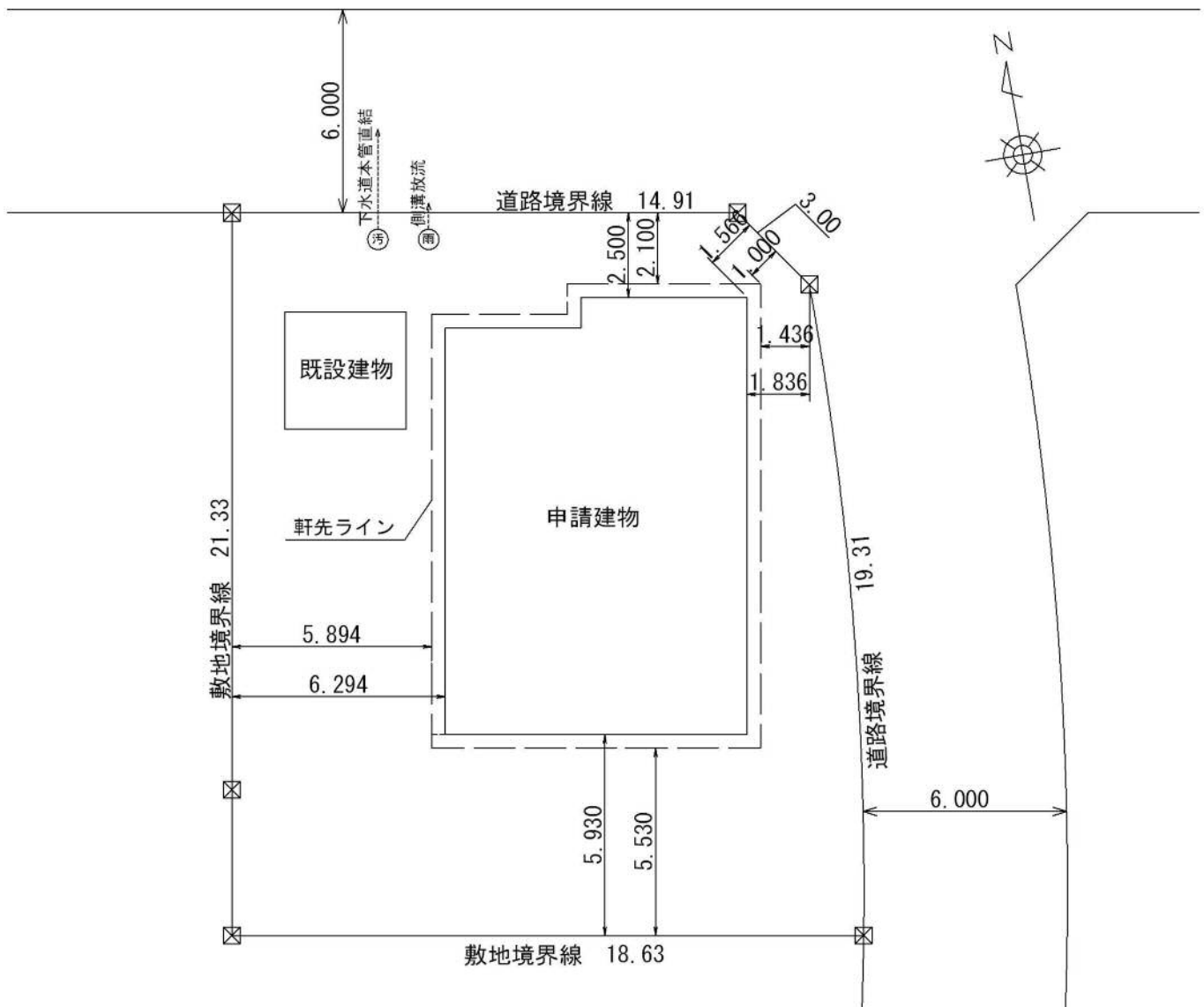
- ・ 方位を正確に記入してください。
- ・ 縮尺を記入してください。
- ・ 地名地番を記入してください。



【③配置図】（建築物の新築、増改築（使用収益開始後（造成完了後）の場合））

- ・ 方位を正確に記入してください。
- ・ 縮尺を記入してください。
- ・ 各境界線の延長を記入してください。曲線の場合も同様に曲線長を記入してください。隅切がある場合は、隅切の延長を記入してください。各境界線の延長は仮換地ブロック図の辺長と整合させてください。
- ・ 敷地に面する道路幅員を記入してください。
- ・ 申請建物の位置を図示してください。
- ・ 既設建物がある場合は、その位置を図示し、既設であることを表示してください。
- ・ 軒先ラインを表示してください。
- ・ 申請建物及び軒先ラインから敷地境界線または道路境界線までの距離をそれぞれ記入してください（境界線が曲線の場合は境界線からの最短距離を記入してください）。
- ・ 雨水、汚水の取出位置を記入してください。
- ・ 境界杭の位置を明示してください（境界線上にあるもの全て）

縮尺=1:200



【③配置図】（建築物の新築、増改築（使用収益開始前（造成完了前）の場合））

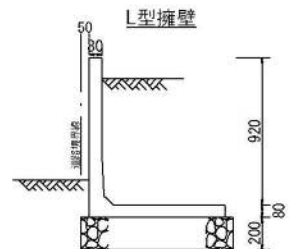
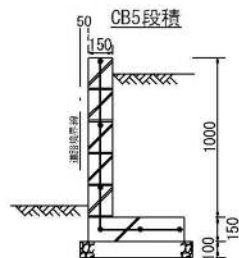
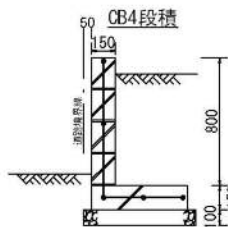
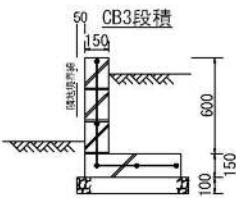
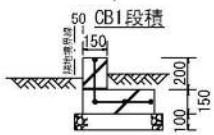
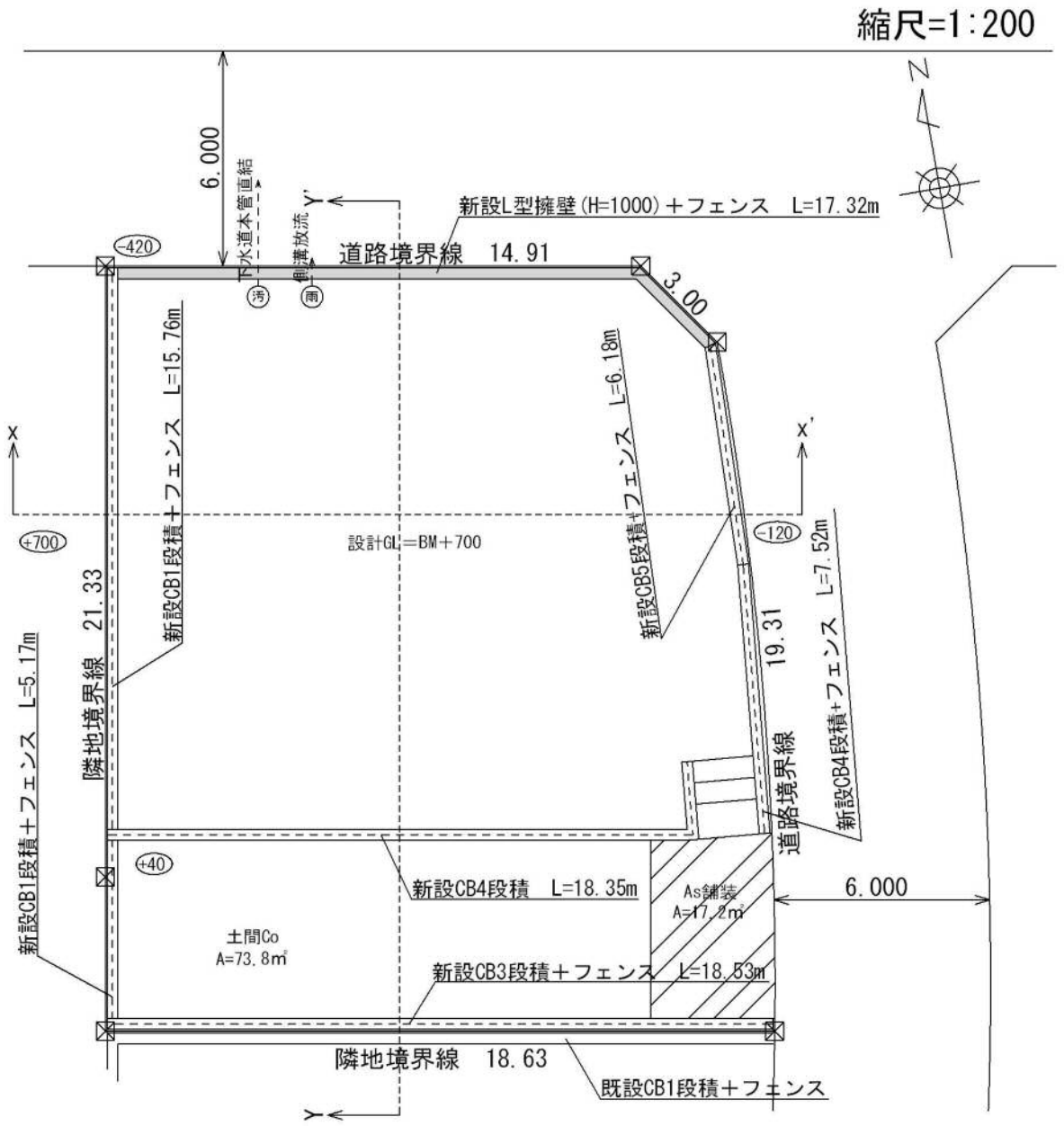
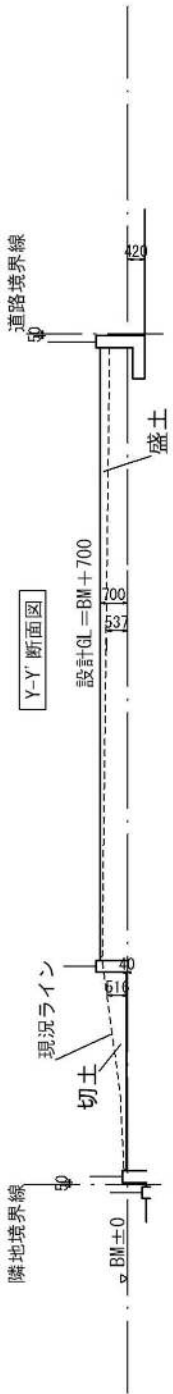
- ・各窓口へ事前に相談してください。

【③配置図】（工作物及び土地の形質変更）

- ・方位を正確に記入してください。
- ・縮尺を記入してください。
- ・各境界線の延長を記入してください。曲線の場合も同様に曲線長を記入してください。隅切がある場合は、隅切の延長を記入してください。各境界線の延長は仮換地ブロック図の辺長と整合させてください。
- ・敷地に面する道路幅員を記入してください。
- ・既設工作物がある場合は、その位置を図示し、既設であることを表示してください。
- ・申請工作物の位置を図示し、名称、延長を記入してください。工作物延長が敷地内に収まるよう、境界線延長との整合等注意してください。
- ・雨水・下水の取出位置を記入してください。また大規模な建築物（マンション、店舗等）の場合は配管計画線を併せて記入してください。
- ・乗入れがある場合はその位置を記入してください。
- ・2方向以上からの断面図を記入してください。
- ・各工作物の断面図を記入してください。
- ・敷地境界に既存構造物がある場合はその位置を明示し、申請物件の掘削ラインを併せて記入してください。
- ・土地の形質変更がある場合は、現況線と計画高線を断面図に記入し、盛土部、切土部をあわせて記入してください。
- ・道路境界線、隣地境界線から工作物までの距離を記入してください。
- ・大規模な建築物（マンション、店舗等）で杭基礎等を埋設する場合は、各窓口にご相談の上必要な断面図等を添付してください。
- ・境界杭の位置を明示してください（境界線上にあるもの全て）。

【④平面図、⑤立面図】

・建築確認申請に添付する図面と同様のものを提出してください。





## ○備考

- ・ 代理人が申請される場合は、委任状が必要です。
- ・ 各窓口で必要とされない限り、立面図、各階平面図、建築面積計算書、床面積計算書は必要ありません。
- ・ その他関係法令等(建築基準法、地区計画等)については別途確認をお願いします。
- ・ 申請されてから許可書の交付まで2週間程度の日にかかります。
- ・ 許可書の交付は各窓口よりおこないます。
- ・ 着手届、完了届は写真添付の上、事務所窓口へ提出してください。